

中間前金払制度に関するQ&A

Q1 中間前金払とはどのような制度ですか？

A 1 中間前金払とは、当初の前払金（請負代金額の4割以内）に加え、工事の中間段階で請負代金額の2割以内の前払金を受けることができます。

Q2 中間前金払の対象となる工事は？

A 2 請負代金額が500万円以上の土木建築に関する工事が対象となります。ただし、当初の前払金を請求し、受領していることが必要です。

※当初契約時の請負代金額が500万円未満であったが、その後契約変更により請負代金額が500万円以上になっても中間前金払の対象となりません。

逆に、当初契約時の請負代金額が500万円以上であった工事が、契約変更により請負代金額が500万円未満となっても、中間前金払の対象とします。

Q3 中間前金払の請求できる要件は？

A 3 上記A2の工事で、次の要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
- (3) すでに行われた作業の経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

Q4 中間前金払と部分払の違いは？

A 4 部分払は、出来高検査が必要ですが、中間前金払は書面による審査であるため、工事の一時中断もなく、発注者、受注者双方の事務が大幅に簡素化・迅速化され、工事の進捗への影響が少なくなります。

Q5 部分払との併用は？

A 5 中間前金払後に部分払を請求することは可能です。逆に、部分払後に中間前金払の請求はできません。

Q6 実際の出来高が予定出来高を下回っていますが、中間前金払の請求はできますか？

A 6 上記A 3の要件をすべて満たしていれば、請求できます。

Q7 中間前金払の認定に必要な書類は？

A 7 「中間前金払認定申請書」(様式第1号)に「工事履行報告書」(様式第2号)及び、実施工程・進捗状況等が記載された「工程表」、「全景写真」等を添えて工事担当課へ提出してください。

Q8 契約変更により、請負金額が変更となった場合は？

A 8 中間前払金の割合は、請負代金額の2割以内であり、かつ、当初の前払金との合計が6割を超えることができません。

(1) 増額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金>変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×20%」が中間前金払の額となります。

【例】当初請負代金額 500 万円、前払金 200 万円受領済

変更請負代金額 600 万円

$6,000,000 \text{円} \times 60\% - 2,000,000 \text{円} > 6,000,000 \text{円} \times 20\%$

$1,600,000 \text{円} > 1,200,000 \text{円}$

→ 中間前払金請求可能額 1,200,000 円

(2) 減額変更の場合

「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金<変更後の請負代金額×20%」となりますので、「変更後の請負代金額×60%－受領済の前払金」が中間前金払の額となります。

【例】当初請負代金額 500 万円、前払金 200 万円受領済

変更請負代金額 400 万円

$4,000,000 \text{円} \times 60\% - 2,000,000 \text{円} < 4,000,000 \text{円} \times 20\%$

$400,000 \text{円} < 800,000 \text{円}$

→ 中間前払金請求可能額 400,000 円

Q9 契約変更により、工期が延長となった場合は？

A 9 契約変更後の工期の2分の1とします。